

山形県公報

平成27年6月30日 (火) 第2659号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

	_
	%/+
目	次

告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	(置賜総	合支庁福祉課)	…855
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障	害福祉サ	ービス事業者の	D
指定に係る事業の廃止(庄内総	合支庁地:	域保健福祉課)	… 同
○土地改良事業の計画変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上総合支	庁農村計画課)	856
○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知		(林業振興課)	… 同
○土砂災害警戒区域の指定	…(砂防	・災害対策課)	… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	858

公 告

○公示による通知····································	(収用委員会)) …859
○審理の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(同))860

告 示

山形県告示第595号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人米沢弘和会	サンファミリア米沢居宅介護支援セン ター 米沢市塩井町塩野520番地	居宅介護支援	平成27. 6.23

山形県告示第596号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
株式会社ひかりの郷	ケアホームわかみやの郷		 0
酒田市若宮町二丁目2番29号	酒田市若宮町二丁目2番29号	居宅介護	平成27. 6.29
株式会社ひかりの郷	ケアホームわかみやの郷	重度訪問介護	同
酒田市若宮町二丁目2番29号	酒田市若宮町二丁目2番29号	里及初间刀谡	l+1

山形県告示第597号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業計画を変更した者の名称

泉田川十地改良区(十地改良事業計画(維持管理))

2 認可年月日

平成27年6月19日

山形県告示第598号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字月山沢字石見堂ヶ嶽240-22、240-23、240-72、240-376から240-379まで

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石見堂ヶ嶽240-72・240-376・240-377 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第599号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大西沢	別紙図面のとおり	土石流
四日市一1	別紙図面のとおり	地滑り
四日市一2	別紙図面のとおり	地滑り
四日市一3	別紙図面のとおり	地滑り
高坂-1	別紙図面のとおり	地滑り

高坂-2	別紙図面のとおり	地滑り
藤沢-1	別紙図面のとおり	地滑り
藤沢-2	別紙図面のとおり	地滑り
藤沢-3	別紙図面のとおり	地滑り
藤沢-4	別紙図面のとおり	地滑り
藤沢-5	別紙図面のとおり	地滑り
藤沢-6	別紙図面のとおり	地滑り
上野山一1	別紙図面のとおり	地滑り
上野山一2	別紙図面のとおり	地滑り
上野山一3	別紙図面のとおり	地滑り
長滝-1	別紙図面のとおり	地滑り
長滝-2	別紙図面のとおり	地滑り
砂谷家際-1	別紙図面のとおり	地滑り
砂谷家際-2	別紙図面のとおり	地滑り
砂谷家際-3	別紙図面のとおり	地滑り
仁ヶ竹原1	別紙図面のとおり	地滑り
仁ヶ竹原 2	別紙図面のとおり	地滑り
羽黒山	別紙図面のとおり	地滑り
たらのき代	別紙図面のとおり	地滑り
立岩	別紙図面のとおり	地滑り
平沢	別紙図面のとおり	地滑り
成就平	別紙図面のとおり	地滑り
新沢	別紙図面のとおり	地滑り
岩屋平一1	別紙図面のとおり	地滑り

岩屋平一2	別紙図面のとおり	地滑り
岩屋平一3	別紙図面のとおり	地滑り
東岩本-1	別紙図面のとおり	地滑り
東岩本-2	別紙図面のとおり	地滑り
勝岡	別紙図面のとおり	地滑り
鼠ヶ関横路一1	別紙図面のとおり	地滑り
鼠ヶ関横路- 2	別紙図面のとおり	地滑り
越沢-1	別紙図面のとおり	地滑り
越沢-3	別紙図面のとおり	地滑り
手向上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村西	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
興屋 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山五十川4-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山五十川 4 — 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木ノ下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木ノ下3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
越沢 3 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
越沢 3 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役 所において縦覧に供する。

山形県告示第600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」とい う。) 第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大西沢	別紙図面のとおり	土石流
手向上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村西	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
興屋 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山五十川 4 — 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木ノ下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木ノ下3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
越沢 3 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
越沢 3 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
温海 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
温海 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

公 告

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成27年6月30日

山形県収用委員会 会 長 浜 田

無

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局(山形県県土整備部県土利用政策課内)に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成27年7月21日の経過をもって通知があったものとみなされる。

1 事件名

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事(山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで)に係る収用裁決事件

- 2 通知すべき書類の名称
 - 平成27年6月22日付け山収委第6号「審理の開催について(通知)」
- 3 通知を受けるべき者

山形県米沢市万世町桑山字下屋敷682番の土地所有者

髙橋久憲(持分126分の5)の相続人 髙橋憲司 住所不明

平成27年6月30日 (火曜日) **山 形 県 公 報 第2659号**

平成25年11月5日に収用の裁決手続の開始を決定した高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事 (山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同 市窪田町小瀬字江中子地内まで)に係る収用裁決事件について、次のとおり審理を開催する。

平成27年6月30日

山形県収用委員会会 長 浜 田 敏

1 審理の日時

平成27年7月29日(水)午後3時から

2 審理の場所

山形市あさひ町18番25号

山形県建設会館 501会議室

3 審理事項

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事(山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで)に係る収用裁決事件

平成27年6月30日印刷

平成27年6月30日発行

 発行所
 山
 形
 県
 庁

 発行人
 山
 形
 県

